

# 本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第925号

## 本山町営住宅入居者公募のお知らせ

◇ 本山町特定公共賃貸住宅「地主脇ハイッ」

【住宅の所在地】

本山町本山457番地3

【公募戸数】

1階1戸(木造)

【1戸あたりの床面積】

約32平方メートル

【間取り】1DK

洋室(6畳1室)、DK(6畳)、浴室

トイレ(洋式水洗)、駐車場1台

【家賃・敷金等】

家賃 23,000円

敷金 家賃の3ヶ月分

共益費 浄化槽の維持管理費等

【入居資格】

・自己居住するため住宅を必要とする者のうち、単身で入居しようとする者。

・所得が月額15万8千円以上25万9千円以下のものである。また、若年者で将来所得の上昇による基準月額に達する見込みがある者。但し、法に定められた居住の安定を図る必要がある者については上限が48万7千円以下とする。所得とは、控除後の金額で扶養者の有無によっても異なるものの、詳細はお問い合わせください。税等の滞納がないこと。

・暴力団員でないこと。

【申込方法】

役場総務課備付「本山町賃貸住宅使用許可申請書」に必要事項を記入し、入居予定者の住民票、所得金額の証明(総務課の発行する所得・課税証明書等)を添付して、総務課へ提出してください。

【申し込み期限】

平成27年12月18日(金)まで

【問い合わせ先】

総務課 住宅担当 電話 76-2223

不法投棄はやめましょう

「ゴミは指定のゴミ袋に入れて、ゴミステーションに出してください。」

「川を道路や川に捨てたり、私有地に放置することは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条に違反する行為で「不法投棄」になります。

「不法投棄」は5年以下の懲役若しくは1千万以下の罰金(法人の場合3億以下の併科)が科せられる犯罪です。

燃えるゴミは、指定ゴミ袋以外では収集できません。協力をお願いします。

毛布や布団は、必ず指定ゴミ袋に入れて出してください。そのままでは収集できません。

※袋に入らない場合は、清掃センターに直接持込をお願いします。持込料金は10kgまでは1000円です。ゴミはごみセンターに従って正しく捨てるようにお願いします。

【問い合わせ先】

住民生活課 住民班

電話 76-2113

嶺北広域行政事務組合 清掃センター

電話 76-3333

滞納処分強化期間について

本山町では、12月3日(木)から12月22日(火)までを滞納処分強化期間とし、滞納者の勤務先や金融機関などへの調査、および給与や口座等の差し押さえを強化しています。理由なく町税等を滞納している人は、速やかに納付くださいようお願いいたします。納付全般についての相談も随時受け付けています。納付期限までに納付することが困難な事情などがありましたら、この機会にご相談ください。また、時間内での相談が困難な人は、午後7時まで対応しますので、事前にご連絡ください。

【連絡先・問い合わせ先】

住民生活課 税務班

電話 76-2115

毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんからの苦情や意見・要請を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、委員の自宅を受け付けるほか、毎月第3木曜日に町役場で定期的開催される行政相談所でも受け付けています。お気軽にご相談ください。

【日時】

平成27年12月17日(木) 午前10時～正午

【場所】

役場一階 町民相談室

【問い合わせ先】

行政相談員 曾我部 巧

自宅/本山町本山3-13番地8

電話 76-26087

### こころの健康標語・イラストの募集

本山町では心の健康を保ち、大切ないのちを守るための啓発などに取り組んでいます。今年度は、地域全体で心の健康に取り組み一環として標語・イラストを募集します。多数の応募をお願いします。

#### 【募集内容】

心の健康を保つこと、心の健康に関する内容の標語およびイラスト(標語とイラストは単独もしくは組み合わせで使用します)

#### 【応募方法・応募書式】

①氏名 ②年齢 ③住所 ④連絡先

⑤応募の種類(標語・イラスト)

記入の上、応募作品とともに提出してください。

※1人何点でも可能です。

#### 【応募作品の書式】

お手持ちの白い紙(A4サイズ)に作品ひとつを記入してください。

イラスト・標語とも縦・横どちらでも可。イラストは、カラー(色つき)であること。

#### 【応募期間】

平成28年1月15日(金)まで

#### 【審査】

主催者(本山町)等で行います。

#### 【表彰】

採用された方には粗品をお送りします。

※採用作品は「広報みやま」等で発表します。

なお、応募作品は、今後本山町が実施する自殺対策強化事業等で使用させていただきますので「了解」の上、応募ください。

#### 【提出先・問い合わせ先】

本山町保健福祉センター

電話 70-10600

### 最低賃金改正のお知らせ

高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、平成27年10月18日から施行することとしました。

この決定により、平成27年10月18日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間693円以上としなければなりません。

#### 【問い合わせ先】

高知労働局 賃金室

電話 0888-8855-6024

高知労働基準監督署

電話 0888-8855-6031

### 年末年始の交通安全運動について

平成27年12月10日(木)～平成28年1月9日(土)まで、年末年始交通安全運動が実施されます。年末年始は、飲酒の機会が多くなることや交通量の増加などを原因として、交通事故の多発が予想されることから、県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、安全で安心な人によさしい交通環境をつくることにより、交通事故を防止するよう呼びかけます。

#### 【重点目標】

- ① 子どもと高齢者の交通事故防止
- ② 飲酒・暴走運転の根絶
- ③ 自転車の安全利用の促進

#### 【問い合わせ先】

総務課 本山町交通安全市民会議

電話 76-2223

### くらしの悩みと相談所

12月8日(火)に、高知よさこい咲都合同庁舎で「くらしの悩みと相談所」が開催されます。地域住民の皆さんの様々な悩みごとの相談をお受けします。

お気軽にお越しください。

#### 【日時】

平成27年12月8日(火)

午前10時～午後12時

午後1時～午後4時

(相談受付は午後3時30分まで)

※事前予約は不要です。

#### 【会場】

高知よさこい咲都合同庁舎9階会議室

(高知市栄田町2丁目2-10)

#### 【相談担当者】

弁護士資格を有する人権擁護委員

司法書士資格を有する人権擁護委員

#### 【相談内容】くらしの法律相談

差別待遇、暴行、虐待、いじめ、DV等、家庭及び近隣関係者における法律・人権問題に関するあらゆる相談

※相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。

#### 【問い合わせ先】

高知法務局 人権擁護課

電話 0888-8222-35003

### 役場「年末・年始」日程のお知らせ

○大掃除 平成27年12月22日(火)

午後1時～午後4時

○仕事納め 平成27年12月28日(月)

○仕事始め 平成28年1月4日(月)